

史跡松本城整備研究会規程

昭和61年3月27日

教育委員会訓令乙第1号

改正 平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号

(設置)

第1条 史跡松本城の整備等に関する事項を調査、研究するため、史跡松本城整備研究会(以下「研究会」という)を設置する。

(任務)

第2条 研究会は、史跡松本城の整備、環境保全等について、調査、研究する。

(組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 研究会は会長が必要に応じて招集し、会議の議長は会長が務める。

(指導助言者)

第7条 研究会に、必要に応じ指導助言者若干名を置く。

2 指導助言者は、研究会が第2条に基づいて行う調査、研究に対して指導、助言を行う。

3 指導助言者は、関係行政機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、松本市教育委員会松本城管理事務所において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日教育委員会訓令乙第4号）

この訓令は、平成14年8月1日から施行する。